

保存版

令和3年6月7日配布

保護者のみなさんへ

京都市立勧修中学校
校長 塩見晃之

台風・地震等に対する非常措置についてのおしらせ

本校における台風・地震等に対する非常措置についてお知らせします。ご確認いただき、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

I. 台風等に対する非常措置について

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び小野学区に水害の「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前0時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・ 午前9時までに解除になった場合 3校時（10時50分）から始業
 - ・ 午前11時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3. 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページ及びメール配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

4. 避難指示が発令された場合について

(1) 水害の避難指示について

本校の校区である小野学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。小野学区に避難指示が発令された場合は、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

(2) 土砂災害の避難指示について

本校は対象となっておりません。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報 の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時 の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が 取るべき 行動	<ul style="list-style-type: none">・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	<ul style="list-style-type: none">・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

※ 「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「1 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

5. 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、安全確認後、下校としますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこといたします。

なお、緊急安全確保は、避難指示等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。

II. 地震に対する非常措置について

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1. 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
- ※ 学校所在の山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ及びメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅を原則とします。

3. 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

5



新たな避難情報等

きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

4



ひなんしじ
避難指示※2

これまでの避難情報等

・避難指示(緊急)

・避難勧告

3



こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難※3

これまでの避難情報等

・避難準備・

高齢者等避難開始

2



大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

これまでの避難情報等

大雨・洪水・高潮注意報

(気象庁)

1



早期注意情報
(気象庁)

これまでの避難情報等

早期注意情報

(気象庁)

※ 1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※ 2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※ 3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず

命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で

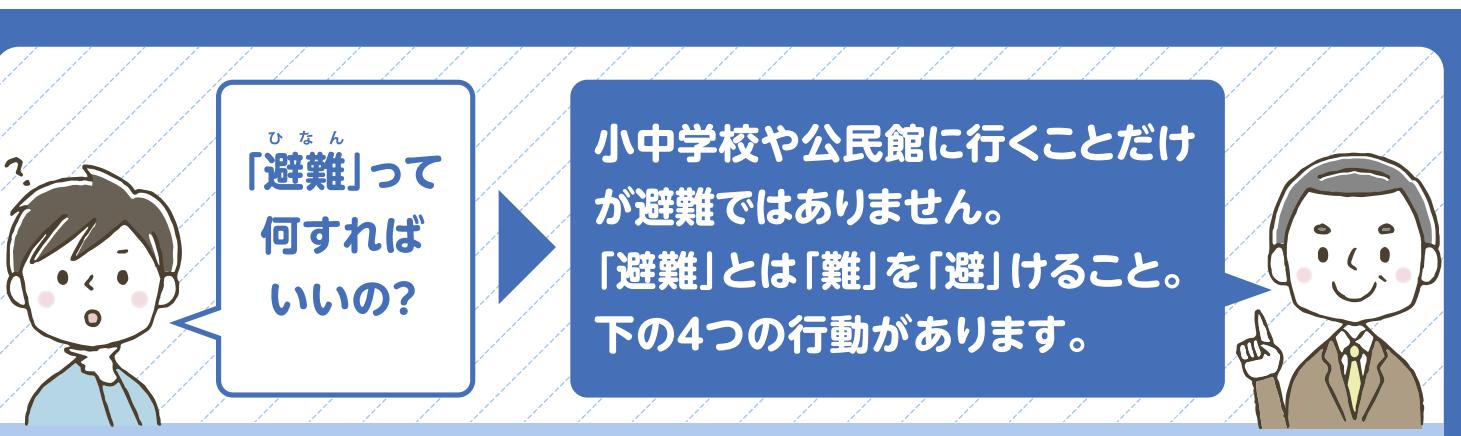
**危険な場所から全員避難
しましょう。**

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で

**危険な場所から避難
しましょう。**



行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。



普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

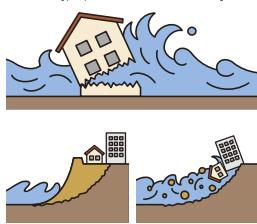
――――想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

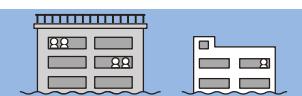
地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

②浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。